

京大広報

No. 14

京都大学広報委員会

月曜会メモ

第23回 (8.18) 司会 田中春高会員

理学部より博士課程修了者の処遇問題について、工学部より先週の動きについて、平井会員より大学問題検討委員会の討議内容についてそれぞれ報告があった。

本日の議題としては、先週にひきつづき大学院制度に関して人文・社会科学系研究科についての報告が予定されていたが、(1)大学院問題は人文・社会科学系と自然科学系にわけず総括的に討議すべきではないか、また(2)過去数回にわたる研究所についての討議に何らかのまとめが必要ではないかとの意見が出されて、予定は大幅に修正され、討議対象も多岐にわたった。

まず研究所については、これまでの討議がその固有の問題である(1)管理運営機構、(2)任期制をも含めた教官人事、(3)研究体制、(4)社会情勢の変遷や科学の進歩に伴う研究所改廃問題、そして結局は(5)大学における研究所の位置づけといった問題に関してこれまで必ずしも正面から十分に討議されず、むしろ学部と関連する問題として大学院教育が重点的にとり上げられて来た点があらかじめ指摘された。

学部と異り、研究所は学部学生の教育から解放されて研究者が独自の研究を行なうところである。したがって、研究所のあるべき姿としては、その設置理由である研究目的の基本線を守ることであるが、実際には研究者にその意識が必ずしも明確にとらえられていないのではないかと、また人事は学部に適した人と研究所向きの人とを区別して行なわれるべきではないか等の発言があった。一方、学部と教養部の壁を廃止せよとの教養

部のかねての主張を引用しつつ、研究所と学部との関係もまた従来の制度にとらわれることなく、学問体系に即して総合再編成されるべきものであるとの意見が出されたが、しかし現実には、設立の歴史が尾を引いて、学部との壁がむしろ厚くなる方向(例えば、人事は意識的に京大出身者を避ける等)に動きつつある研究所もあることが報告された。

教養部の立場からは、大学(改革後に新生する教養大学を意味すると思われるが)で最後に残るものは教育であり、これをつきつめて行けば教員組織と研究者組織とが分離されるべきであるとの論が展開された。これらに関連して学術審議会の中間報告に見られる研究所の位置づけにつき討議がおよび、学部が研究ぬきの教育のみでは到底成り立ち得ないこと、学術審議会案では学部関係者の長期の研究所出向により教育そのものが途切れるおそれがあること等の批判が加えられた。

逆に、学部側よりなされる研究と教育との不可分一体論については、教育から研究への feed back 的效果を大きな論拠としているが、助手等の若手研究者においては教育遂行上技術員の立場を強制されることもあり、利点は全ての研究者に共通とはいえないのではないかと疑問が出された。それだけでなくも教育は本来サービスの側面を多分に持っており、自己の研究遂行上の制約となっているとの率直な発言に対して、人文系においては学問の性質上教育を通して一介の研究者である以上のものが得られるとの反論があった。

大学附置研究所を一般の国立研究所や企業の研究施設等と区別する大きな特長の一つは大学院学生の受入れであるが、現行制度では大学院は学部と不可分の形で存在し、(1)入試等は研究科会議で

なく学部教授会で決定される、(2)大学院定員を持つ研究所教官 での研究科にも属しない者がある、(3)学部教官は自動的に大学院教官をかねる等のことにつき制度的改善の必要が強調された。しかし、例えば医学部のごとく現行大学院制度の存在に否定的な考えの強いところもある。興味深いのは同じく自然科学系研究所においても、固有の院生を持つことを否定する立場（基礎物理学研究所）と院生を歓迎する立場とがあることである。特に後者については、院生を cheap labor として受け入れるのではなく、若い人が定期的に入出入りすることにより人事の流動性が結果されることが利点としてあげられ、院生受入れを円滑に行なうため併任教授制がフルに活用されているという。しかし、人事の流動性は院生という形ではなく若手研究者そのものの流動であるべきではないかとの疑問が出される一方、大学院博士課程にはむしろ職員としての地位を保障すべきであるとの意見も述べられた。

次回の予定としては、学部・研究所に偏せず大学院制度に固有の問題を討議することとなったが、このこととは別に、第18回以降の研究所に関する討議内容につき研究所側より何らかのまとめを行なうことが同意された。なお、月曜会の討議が司会を部局の廻り持ちにするため、ややもすると討議に一貫性を欠く嫌いがある点が反省され、数名の固定幹事による合理的運営の可能性が指摘された。

（田中春高会員、今井六雄会員）

第24回（8.25） 司会 馬場正雄会員

今回は各部局からの報告はとくに出不されず、大学問題検討委員会・第2部会についての経過報告が平井会員より行なわれたのち、議題にはいった。

過去数回にわたって行なってきた附置研究所の諸問題を、なんらかの形でまとめることについては、各研究所の会員による会合を予定して検討を加えることとなったが、その際、研究所所属の教官と学部・教養部学生の教育との関係についても討議してほしい旨の希望が出され、この問題をめぐって若干の討論が行なわれた。

ついで大学院問題にはいったが、問題点はきわめて複雑・多岐にわたるため、本会におけるこれ

までの討議との関連を考慮して、まず現行の研究科会議の構成についての検討からはじめられた。この問題については、かつて（昭和42年11月）本学大学院制度特別委員会から総長あてに出された審議結果報告においても、もっとも重要な問題点の一つであるとして改正案の提示されたことがある。しかし、その後この問題についてはなんらの進展もみないままに今日に至っており、これがはたして現行制度のもとではどの程度に改善可能なものであるのか、また、たとえば入学者の決定や論文審査などについて各研究科会議の運営は現にどのように行なわれているか等の諸問題をめぐって、報告と討議が行なわれた。さらに、大学院教育における研究者養成のあり方についても、現状に対する反省や改革の構想など、活発な意見の交換が行なわれた。

次回には、現行大学院制度の欠陥やあり方などについて、引き続きさらに検討を加える予定である。

（馬場正雄会員、牧二郎会員）

第25回（9.1） 司会 牧 二郎会員

まず、各部局の報告として、新学期授業再開、紛争問題の解決等に関連し、教養部より新構成の教授会の最近の会合の様子が紹介され、教養部における講義開始は、全学的な段階での打開策がないかぎりそのめどが立てられ難い現状が報告された。経済学部より、教養部の当面の問題を含め教官懇談会で討論されたこと、農学部ならびに医学部における教授会等の動き等も簡単に報告された。

法学部 田畑会員より「評議会あり方検討委員会」の概況が話され、委員会として整理しつつある種々の問題点が紹介された。それらは、評議会の現行法および慣行上から見た性格、評議会が審議決定すべき事項を明確化する必要、純慣行上の存在である部局長会議との関係の問題、評議会の構成や選出単位の問題等であるが、とくに最後の点は、全学的な改革案の具体化と関連して、検討を進めねばならないことが併せ指摘された。報告をめぐりとくに評議会の部局長会議との性格・任務の違い、両者の関係等につき種々の議論がなされたが各部局に持ち帰り、次回にもさらに検討を行なうこととした。大学問題検討委員会に関しては、

8月29日の第2部会の様子が簡単に報告された。

これまで数回行なわれた附置研究所関係の諸問題をまとめるため、研究所関係会員で相談の結果研究所を3グループ(人文・社会科学系、非共同利用の自然科学・工学系、共同利用研)にわけ、それぞれについて、9月末を目標にまとめを行なうこととし、今回も若干の意見交換の行なわれた大学院制度、研究者養成の問題も研究所関係の報告がまとめられた上で、必要な議論を行なうこととなった。

なお、人文科学研究所は日比野丈夫会員が外国出張のため、福永光司氏に会員を交代した。

(牧二郎会員、村松寿延会員)

第26回(9.8) 司会 村松寿延会員

現況の報告において、桐栄会員(工)より工学研究科(修士課程)入試の実施が妨げられた件について、その状況、今後の方針などが報告された。また教養部の現況についての質問に応じて、安藤会員(教養)より先週の報告の要約に加え、講義再開についての学生の希望、教養部教官の懇談会において討論されたことなどが報告され、教養部の現下の事態の解決については、全学に深く関連しているため、教養部のみの判断で実施可能なことは少ない点が重ねて強調された。これに関連して全学の意思の決定方法について疑問が提出され、平井会員(経)より経済学部教官の懇談会におけるこの問題についての討論の様子が報告された。

大学問題検討委員会、特にその連絡会議の状況が報告され、それに関連して紛争解決と大学改革との関連について討論がなされた。

次に、本日の議題である評議会の問題にはいった。まず、総合大学である必要がどこにあるか根本より論ずべきだとの提言があり、評議会が本来の機能を果たし得なくなった一因は大学が巨大化し、専門分化が進行し専門間の壁が厚くなったことであると指摘され、この点を解決するためには大学を分割する、あるいは各学部、研究所の独立性を強めることも考えられることの見解もあり、一方、学生に対しては、総合大学であることの長所も多く、研究者としても広い分野の研究に接することなどの利点もあり、少なくとも教育の問題につ

いて全学的意思で決定すべき事項が多いこと、大学の巨大化にもかかわらず、全学の意見を集約する適切な機構が必要であるとの発言があった。また、評議会あり方検討委員会についての田畑会員の紹介にあった評議会を最高意思決定機関とする点については、賛成であること、あるいは所属部局内に賛成の意見が多いとの報告が何名かの会員よりなされた。評議会で実質的審議を可能にするために、特別委員会・小委員会を設置する点についても賛成の意見が述べられたが、その設置が責任を明確でなくする方向に作用しないように注意したいとの発言があった。

(村松寿延会員、成木勇夫会員)

「教育学部の近況について」 を学部全構成員に配布

教育学部では、学部長名による標記の印刷物を8月16日付で学部全構成員に配布した。全文30ページ、本文(9ページ)と資料(21ページ)とから成り、7月4日の「P全闘」(教育学部全闘争委員会)による学部封鎖(3・4階)とその現状、ついでこの事態に立ち至るまでの概況、さかのぼっては、学部におけるこうした紛争の現実的な起点となった本年度の大学院(修士課程)入試とその後の実情、ならびに教授会がそれらに対応して来たところに触れ、最後に学部改革の姿勢に言及、関係資料を付載している。

法学部学部制度検討準備会の経過

7月はじめに発足した法学部の学部制度検討準備会は、その後夏季休暇を利用し、学部の諸制度の検討を行なうために、7月14日から9月8日までに12回の会議を開催し、カリキュラム、図書問題、教養課程との関係、大学院制度、部長選挙権、教授会運営などの諸項目につき検討を重ねたほか、これらの項目ごとの委員会も、それぞれ数回、開催された。

その結果、それぞれの項目につき、程度の差こそあれ問題点が明らかにされ、若干の項目については、いくつかの考え方を明確にしうるにいたっている。準備会としては、近いうちに、準備会の現在にいたるまでの討議の経過を一応とりまとめ、その資料を中間報告として学部長に提出する予定である。

大学立法採決強行に対する 工学部の抗議声明

工学部の教授会は、「大学の運営に関する臨時措置法案」の大学本来のあり方に及ぼす影響を憂慮し、さきに声明をもって政府・国会に対し慎重な態度を強く要望するとともに、教授会代表による国会請願をも行なってきた。しかるに、この法案が国会とくに参議院の実質的審議を経ずして、議會制民主主義に対する国民の期待に反するかたちで採決の強行をみたことははなはだ遺憾であり、われわれはこれに強く抗議する。

さきの教授会声明で述べたごとく、大学問題の真の解決は抜本的な大学制度改革への自主的努力によるほかない。この所信を貫くため、あくまでも自主性を堅持し、新しい大学像を求めて学部改革へのたゆまぬ努力を続けることを、教授会を代表して、ここに重ねて表明するものである。

昭和44年 8月14日

工学部長・各教室主任連名

教養部新教授会の発足

教養部では1月以来の非常事態に対処するため、教授、助教授、講師、助手、助手に準ずる教務職員から成る教官協議会がつくられ、教授会から人事以外の諸権限を委任されて運営にあたって来た。ただ公的には、教授のみによる教授会が存続し、教官協議会の決定を追認する方式がとられていた。

2月初旬以来、教養部新制度立案委員会では教授会の構成、ならびにその意思決定の方法を検討して来たが、新制度発足に必要な諸内規案を作成の上、部長及び教官協議会に提出、8月9日可決され、ひきつづき同日教授会の承認を得た。ここに教養部はこの新制度によって運営されることになった。

新制度における教授会構成員は、教務職員にまで拡大されることになる。約200名に及ぶ新教授会の運営を円滑にするため、各種委員会が企画・立案し、教授会の承認を得て執行するという委員会中心の方式がとられる。各種委員会としては、人事、財政、教科課程、図書、建築、部報、学生

生活連絡、制度の8委員会が常置される。これらは形式上は従来の委員会の改組、改称であるが、委員をすべて教授会での直接選挙によって選出するという新方式をとり、教室ないしその集合体である教科の利害が反映するのを避けている。また委員会の職務・権限についても改善された面が少なくない。旧教務委員会を継承した教科課程委員会が、大学教育全般にわたる視野に立って、教養部の教科課程を検討することになったのはその一例である。ただ今回の改革は、なお旧制度の手直しに留まるともいえ、新教授会、新委員会において、今後検討さるべき問題は少なくない。

なお8月11日には、第1回新教授会が開かれ、前記諸委員会の委員、ならびに教授会の議事運営にあたる議事運営委員、合計62名が選出された。

中教審のアンケートに対する 基礎研の態度

基礎物理学研究所では、8月27日に行なわれた所員会議において、中央教育審議会の「大学制度改革に関するアンケート」を検討した結果、全員が回答しないことになり、学内・学外の関係者に、以下の要望書を送った。

基礎物理学研究所では上記アンケートに対して回答することは不相当であると判断し、一人も回答しないことを確認いたしました。

各位におかれましても、この問題に対し、慎重に御考慮くださるよう要望いたします。

理 由

1. このアンケートは、これまで中教審が発表してきた見解に準拠しながら、全体に対する賛否を問うことなく、その一部を断片的にとり上げて、それぞれにつきあいまいな形で設問している。したがって各項目にたいする賛否が答えにくいのみならず、このようなアンケートでは、中教審の見解全体に対する賛否と関係なく、設問者にとって都合のよい結論をひき出すことさえ可能であろう。
2. このアンケートが求めている記名回答の方式は、これが思想調査に使われないという保証がない。